

ピリメタニル (案)

今般の残留基準の検討については、関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ピリメタニル [Pyrimethanil (ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

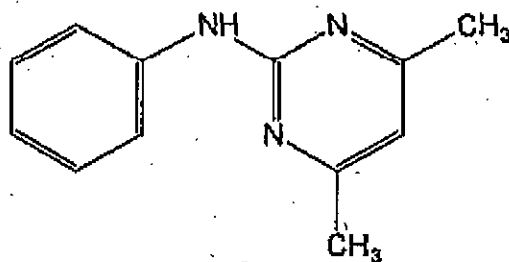
アニリノピリミジン系殺菌剤である。糸状菌のメチオニン合成を阻害して菌を死滅させるとともに、植物細胞壁を加水分解する酵素の菌体外への分泌を阻害することにより植物への感染を防ぐと考えられている。

(3) 化学名：

N-(4,6-dimethylpyrimidin-2-yl)aniline (IUPAC)

4,6-dimethyl-*N*-phenyl-2-pyrimidinamine (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{12}H_{13}N_3$
分子量	199.26
水溶解度	121mg/L (25°C、pH 6.1)
分配係数	$\log_{10}Pow = 2.84$ (25°C、pH 6.1)

(JMPR 評価書等より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤は、国内では農薬登録がなされていない。

海外での適用の範囲及び使用方は以下のとおり。

また、高麗人参に係る残留基準の設定についてインポートトレランス申請がされている。

海外での使用方法

(1) 600g/L ピリメタニル水和剤 (米国)

作物名	使用量 (kg ai/ha)	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法
あんず すもも	0.8	収穫2日前まで	3回以内	茎葉処理
塊茎及び 球茎状野菜	0.3	収穫7日前まで	5回以内 (総使用量として1.6 kg ai/ha を超えないこと)	
アーモンド ピスタチオ	0.8	収穫30日前まで	3回以内 (総使用量として2.4 kg ai/ha を超えないこと)	

ai:active ingredient (有効成分)

(2) 400.0g/L ピリメタニル水和剤 (EU)

作物名	使用量 (kg ai/ha)	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法
ブラックベリー ラズベリー	0.80	収穫3日前まで	2回以内	茎葉処理
ブルーベリー クランベリー		収穫21日前まで		
スグリ		収穫14日前まで		

(3) 37%ピリメタニルフロアブル (韓国)

作物名	適用 病害	防除適期 及び方法	水20ℓ当たり 使用薬量	1,000 m ² (10a) 当たり使用量	使用回数	使用時期
高麗 人参	斑点病	発病初期か ら10日おき に茎葉処理	20mL	薬液が十分付 着するように 散布	3回以内	収穫の30日 前まで使用
	灰色 かび病	苗浸漬	40mL	苗20kg当たり 希釈液 20ℓ以上基準		

(4) 30%ピリメタニル・5%フルキンコナゾールフロアブル (韓国)

作物名	適用病害	防除適期及び方法	水 20ℓ 当たり 使用薬量	使用回数	使用時期
なつめ	灰色 かび病	発生初期7日おきに茎葉処理	20mL	3回以内	収穫の30日 前まで使用

(5) 30%ピリメタニル水和剤 (韓国)

作物名	適用病害	防除適期 及び方法	水 20ℓ 当たり 使用薬量	使用方法	使用回数	使用時期
柿	落葉病	6月上旬から10日 おきに茎葉処理	20g	散布	4回以内	収穫の14日 前まで使用

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

①分析対象の化合物

・ピリメタニル

②分析法の概要

試料からアセトン又はメタノール・水(4:1) 混液で抽出し、ヘキサン又はジクロロメタンに転溶した後、シリカゲルカラム又はフロリジルカラムを用いて精製し、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) 又は高速液体クロマトグラフ (UV) で定量する。

検出限界 : 0.008~0.03ppm (HPLC-UV)

定量限界 : 0.05ppm (GC-MS)

(2) 作物残留試験結果

海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1~1-3 を参照。

4. 畜産物への推定残留量

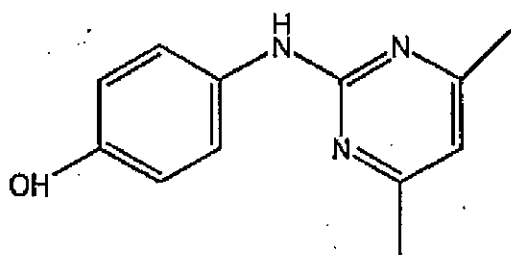
(1) 分析の概要

①分析対象の化合物

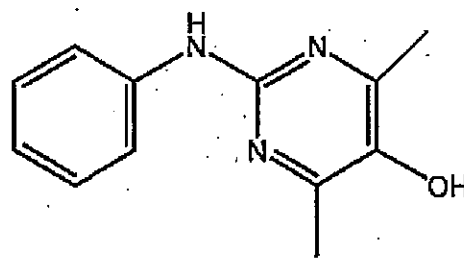
・ピリメタニル

・2-(4-hydroxyanilino)-4,6-dimethylpyrimidine (以下、代謝物Bという)

・2-anilino-4,6-dimethylpyrimidin-5-ol (以下、代謝物Cという)



代謝物 B



代謝物 C

②分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、ヘキサンに転溶した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) で定量する。

定量限界 筋肉・脂肪・肝臓・腎臓：0.05ppm

乳：0.01ppm

※ピリメタニル、代謝物B、代謝物Cそれぞれの値を示す。

(2) 動物飼養試験 (家畜残留試験)

乳牛における残留試験

乳牛に対して、ピリメタニルが飼料中濃度として1.0、3.0、10及び50ppmに相当する量を含有するゼラチンカプセルを28日間にわたり摂食させ、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓に含まれるピリメタニル及び代謝物B含量を測定した。また、乳については、0、1、4、8、11、15、18、22、25及び27日後に搾乳し、ピリメタニル、代謝物B及び代謝物C含量を測定した。結果については表1を参照。

表 1. 乳牛の組織中の最大残留 (ppm)

		1.0ppm 投与群	3.0ppm 投与群	10ppm 投与群	50ppm 投与群
筋肉	ピリメタニル	—	—	—	<0.05
	代謝物 B	—	—	—	<0.05
脂肪	ピリメタニル	—	—	<0.05	<0.05
	代謝物 B	—	—	<0.05	<0.05
肝臓	ピリメタニル	—	—	—	<0.05
	代謝物 B	—	—	—	<0.05
腎臓	ピリメタニル	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	代謝物 B	<0.05	0.08	0.13	0.088
乳 (平均)	ピリメタニル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	代謝物 B	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	代謝物 C	<0.01	<0.01	0.017	0.069

上記の結果に関連して、JMPR では乳牛及び肉牛における MTDB^{注)} はいずれも 3.52ppm と評価している。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden : MTDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大量。飼料中残留濃度として表示される。

(参考 : Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

(3) 推定残留量

乳牛について、MTDBと各試験における投与量から、畜産物中の推定残留量(最大値)を算出した。結果については、表2を参照。なお、50ppm投与群において、全ての組織でピリメタニルが定量限界未満であること、乳で代謝物Bが定量限界未満であることから、乳以外については代謝物B、乳については代謝物Cについて推定残留量を示す。

表2. 畜産物中の推定残留量 ; 乳牛 (ppm)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
牛	0.0035	0.0018	0.0035	0.09	0.011

5. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたピリメタニルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 17 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性試験/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数 : 100

ADI : 0.17 mg/kg 体重/day

発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度が増加したが、遺伝毒性試験、メカニズム試験の結果等から、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものではないと考えられ、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

6. 諸外国における状況

2007年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はバナナ、にんじん等に設定されている。

米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、バナナ等に、カナダにおいてアーモンド、りんご

等に、EUにおいてアーモンド、ぶどう等に、オーストラリアにおいてバナナ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

農産物にあつてはピリメタニルのみとし、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつてはピリメタニル及び代謝物Bとし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物Cとする。

畜産物に係る国際基準は、腎臓において代謝物Bが、乳において代謝物Cが主に残留することから乳を除く畜産物にあつてはピリメタニル及び代謝物Bを規制対象とし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物Cを規制対象としている。畜産物に係る基準は国際基準を準用することから代謝物B及び代謝物Cも規制対象に含めることとした。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質としてピリメタニル（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までピリメタニルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) 注)
国民平均	9.7
幼小児（1～6歳）	27.4
妊婦	8.2
高齢者（65歳以上）	9.5

注) TMDI 試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

ピリメタニル海外作物残留試験一覧表 (米国)

農作物	試験 圃場数	試験条件			経過日数	最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数		
ばれいしょ	16	400g/L SC	0.3kg ai/ha	5回	7日	圃場A : <0.05 (#) 注2)
					7日	圃場B : <0.05 (#)
					7, 14, 21, 28日	圃場C : <0.05 (#)
					7日	圃場D : <0.05 (#)
					7日	圃場E : <0.05 (#)
					7日	圃場F : <0.05 (#)
					7日	圃場G : <0.05 (#)
					7日	圃場H : <0.05 (#)
					7日	圃場I : <0.05 (#)
					7日	圃場J : <0.05 (#)
					7日	圃場K : <0.05 (#)
					7日	圃場L : <0.05 (#)
					7日	圃場M : <0.05 (#)
					7日	圃場N : <0.05 (#)
					アーモンド	6
29日	圃場B : 0.10 (#)					
30日	圃場C : <0.05 (#)					
30日	圃場D : <0.05 (#)					
30日	圃場E : <0.05 (#)					
30日	圃場F : <0.05 (#)					

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

ピリメタニル海外作物残留試験一覧表 (EU)

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ラズベリー ブラックベリー	5	400g/L SC	0.8 kg ai/ha	2回	3日	圃場A : 0.78
						圃場B : 2.4
						圃場C : 3
						圃場D : 3.4
						圃場E : 6.9
	4	400g/L SC	0.8 kg ai/ha	2回	3日	圃場A : 2.2
						圃場B : 5.1
						圃場C : 6.7
						圃場D : 7.1
スグリ	8	400g/L SC	0.8 kg ai/ha	2回	14日	圃場A : 1.3
						圃場B : 1.6
						圃場C : 1.7
						圃場D : 1.8
						圃場E : 2.2
						圃場F : 2.2
						圃場G : 2.8
						圃場H : 2.9

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

ピリメタニル海外作物残留試験一覧表 (韓国)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
高麗人参 (生)	2	37%SC	1000倍散布 300L/10a (0.111 ai kg/10a)	3回	40, 50日	圃場A: 0.019(3回, 50日) 圃場B: 0.014
高麗人参 (生)	2	37%SC	1000倍散布 300L/10a (0.111 ai kg/10a)	4回	30, 40日	圃場A: 0.041 (#) 注2) 圃場B: 0.039 (#)
高麗人参 (乾燥)	2	37%SC	1000倍散布 300L/10a (0.111 ai kg/10a)	3回	40, 50日	圃場A: 0.08 圃場B: 0.06
高麗人参 (乾燥)	2	37%SC	1000倍散布 300L/10a (0.111 ai kg/10a)	4回	30, 40日	圃場A: 0.14 (#) 圃場B: 0.13 (#)
なつめ (生)	1	37%SC	1000倍散布 400L/10a (0.143 ai kg/10a)	3回	14, 21, 30日	圃場A: <0.02
				4回	7, 14, 21日	圃場B: 0.10(4回, 21日) (#)
なつめ (乾燥)	1	37%SC	1000倍散布 400L/10a (0.143 ai kg/10a)	3回	14, 21, 30日	圃場A: 0.08
				4回	7, 14, 21日	圃場B: 0.18(4回, 21日) (#)
柿	3	30%水和剤	1000倍散布 400L/10a (0.120 ai kg/10a)	2回	14, 21日	圃場A: 0.44
				3回	7, 21日	圃場B: 0.48
				4回	7, 14日	圃場C: 0.53

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	1	1				
えんどう	0.5	0.3		0.5		
ばれいしょ	0.05	0.03		0.05		【<0.05(#)(n=16)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【米国のばれいしょ参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	2		3		
たまねぎ	0.2	0.1		0.2		
ねぎ(リーキを含む。)	3	2		3		
にんじん	1			1		
トマト	2	2		0.7		
なす	1	1				
その他のなす科野菜	2	2				
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2				
その他のうり科野菜		0.05				
しょうが	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【米国のばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.3	0.3				
未成熟いんげん	3	1		3		
その他の野菜	0.3	0.05	IT		0.3	韓国 【0.014-0.041(#)(n=4) (高麗人参)(韓国)】
みかん	0.5	0.5				
なつみかんの果実全体	10	10				添加物としての使用基準に基づき設定
レモン	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
グレープフルーツ	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
ライム	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
りんご	14	5				添加物としての使用基準に基づき設定
日本なし	1	1				
西洋なし	14	1				添加物としての使用基準に基づき設定
マルメロ	14	0.05				添加物としての使用基準に基づき設定
びわ	0.05	0.05				
もも※1	10	3				添加物としての使用基準に基づき設定
ネクタリン	4	5		4		
あんず(アプリコットを含む。)	10	10				添加物としての使用基準に基づき設定
すもも(ブルーーンを含む。)	10	10				添加物としての使用基準に基づき設定
うめ		10				
おうとう(チェリーを含む。)	10	10				添加物としての使用基準に基づき設定
いちご	10	10		3		
ラズベリー	10	10			10	EU 【2.2-7.1(n=4)(EU)】
ブラックベリー	10	10			10	EU 【2.2-7.1(n=4)(EU)】
ブルーベリー	5	10			5	EU 【EUのスグリ参照】
クランベリー	5	10			5	EU 【EUのスグリ参照】
ハックルベリー	5	10			5	EU 【EUのスグリ参照】
その他のベリー類果実	5	10			5	EU 【1.3-2.9(n=8)(スグリ)(EU)】
ぶどう	10	10		4		
かき	2	5			2	韓国 【0.53(韓国)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.1	0.1		0.1		
その他の果実	0.5	0.10			0.5 韓国	【<0.02,0.10(#) (なつめ)(韓国)】
アーモンド その他のナッツ類	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2	アメリカ アメリカ	【<0.05-0.10(n=6)(米国)】 【米国のアーモンド参照】
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)※2 その他のハーブ	0.05	0.15 0.05			0.05 アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.03 0.05 0.03		0.05 0.05 0.05		推:0.0035 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.05 0.05	0.01 0.05 0.01		0.05 0.05 0.05		推:0.0018 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.03 0.05 0.03		0.1 0.1 0.1		推:0.0035 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	0.04 0.05 0.04		0.1 0.1 0.1		推:0.09 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	0.03 0.05 0.03		0.1 0.1 0.1		【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
乳	0.01	0.02		0.01		推:0.011

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※1 ももの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※2「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいう。

ピリメタニル推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小豆類	1	1.4	0.5	0.1	2.7
えんどう	0.5	0.2	0.1	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	1.8	1.1	2.0	1.4
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.6	0.3	0.4	0.9
かんしょ	0.05	0.8	0.9	0.7	0.8
やまいも (長いもをいう。)	0.05	0.1	0.0	0.1	0.2
その他のいも類	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
レタス (サラダ菜及びびらしゃを含む。)	3	18.3	7.5	19.2	12.6
たまねぎ	0.2	6.1	3.7	6.6	4.5
ねぎ (リーキを含む。)	3	33.9	13.5	24.6	40.5
にんじん	1	24.6	16.3	25.1	22.3
トマト	2	48.6	33.8	49.0	37.8
なす	1	4.0	0.9	3.3	5.7
その他のなす科野菜	2	0.4	0.2	0.2	0.6
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	32.6	16.4	20.2	33.2
しょうが	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
未成熟えんどう	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2
未成熟いんげん	3	5.7	3.6	5.4	5.4
その他の野菜	0.3	3.8	2.9	2.9	3.7
みかん	0.5	20.8	17.7	22.9	21.3
なつみかんの果実全体	10	1.0	1.0	1.0	1.0
レモン	10	3.0	2.0	3.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	4.0	6.0	8.0	2.0
グレープフルーツ	10	12.0	4.0	21.0	8.0
ライム	10	1.0	1.0	1.0	1.0
その他のかんきつ類果実	10	4.0	1.0	1.0	6.0
りんご	14	494.2	506.8	420.0	498.4
日本なし	1	5.1	4.4	5.3	5.1
西洋なし	14	1.40	1.40	1.40	1.40
マルメロ	14	1.4	1.4	1.4	1.4
びわ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	10	5.0	7.0	40.0	1.0
ネクタリン	4	0.4	0.4	0.4	0.4
あんず (デブリヨットを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	1.0
すもも (ブレーンを含む。)	10	2.0	1.0	14.0	2.0
おうとう (チェリーを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	1.0
いちご	10	3.0	4.0	1.0	1.0
ラズベリー	10	1.0	1.0	1.0	1.0
ブラックベリー	10	1.0	1.0	1.0	1.0
ブルーベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
クランベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
ハックルベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他のベリー類果実	5	0.5	0.5	0.5	0.5
ぶどう	10	58.0	44.0	16.0	38.0
かき	2	62.8	16.0	43.0	99.2
バナナ	0.1	1.3	1.1	0.9	1.8
その他の果実	0.5	2.0	3.0	0.7	0.9
アーモンド	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のスパイス (根又は根茎に限る。)	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
陸棲哺乳類の肉類	0.1	5.8	3.3	6.1	5.8
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
計		879.2	736.5	776.6	879.4
ADI比 (%)		9.7	27.4	8.2	9.5

高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成18年5月30日	インポートトレランス設定の要請(高麗人参)
平成22年4月30日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年4月30日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年6月7日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成24年9月18日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成24年9月26日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成24年12月21日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成25年2月27日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当主任研究員
延東 真	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋 美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター食品化学部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	東北大学大学院薬学研究科薬物動態学分野准教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

ピリメタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 ^{注1)}	1
えんどう	0.5
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いものをいう。)	0.05
その他のいも類 ^{注2)}	0.05
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	3
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんじん	1
トマト	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	3
その他の野菜 ^{注4)}	0.3
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	10
りんご	14
日本なし	1
西洋なし	14
マルメロ	14
びわ	0.05
もも※	10
ネクタリン	4
あんず(アブリコットを含む。)	10
すもも(プルーンを含む。)	10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	10
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注6)}	5
ぶどう	10
かき	2
バナナ	0.1
その他の果実 ^{注7)}	0.5
アーモンド	0.2
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.2
その他のスパイス(根又は根茎に限る。) ^{注9)}	0.05
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05

※今回基準値を設定するピリメタニルとは、農産物にあつては、ピリメタニルのみとし、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつては、ピリメタニル及び代謝物B【2-(4-ヒドロキシアニリン)-4,6-ジメチルピリミジン】をピリメタニルに換算したものの和とし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物C【2-アニリン-4,6-ジメチルピリミジン-5-オール】をピリメタニルに換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注7)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注9)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラシ、カンゾウの根及び根茎をいう。

注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

ピリメタニル

食品名	残留基準値
	ppm
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注11)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01

注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

※ ももの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。